

後期高齢者医療制度 窓口2割負担の新設について

1. 経緯、背景

2022年度以降、団塊の世代が75歳以上に到達することに伴い、後期高齢者医療費がさらに増大することが見込まれています。後期高齢者医療費の約4割は現役世代の保険料から賄うこととされており、若い世代の負担感の抑制が急務となっています。

そのため、これまで「1割」「3割」の2区分だった後期高齢者の窓口での医療費負担割合に、一定所得の人を対象に「2割」とする区分を新設することで、現在の国民皆保険を未来へつないでいこうとするものです。

2. 改定の概要

1) 開始時期

令和4年10月1日(令和4年1月4日に施行時期を示す省令が公布済)

2) 収入等の区分による負担割合

	3割	2割(新設)	1割
単身世帯	住民税課税所得が145万円以上かつ年収383万円以上	住民税課税所得が28万円以上かつ「年金収入+その他の合計所得」200万円以上	左記以外
複数世帯	住民税課税所得が145万円以上の人がおり、かつ、年収合計が520万円以上	住民税課税所得が28万円以上の人がおり、かつ「年金収入+その他の合計所得」の合計が320万円以上	左記以外

※本市では約9,000人(約22%)が2割負担の対象となる見込み

3) 配慮措置

長期頻回受診患者への配慮措置として、施行後3年間(令和7年9月末まで)は2割負担になる人について、1か月の外来医療の負担増加額を最高3,000円に抑えます。

※入院の医療費は対象外

4) 被保険者証の送付

・例年は7月中旬に8月1日から翌年7月末まで有効期限のある被保険者証を送付。

・令和4年度については、被保険者全員に2回送付する。

1回目：7月中旬に、8月1日～9月末までの被保険者証を送付

2回目：9月中旬に、10月1日～令和5年7月末までの被保険者証を送付

3. 市民への周知等

被保険者証の一斉送付時(2回)に制度を紹介したリーフレットを同封して全被保険者にお知らせするほか、市広報紙やホームページ等に掲載するなど、ていねいな周知に努めます。

また厚生労働省は今年1月からコールセンター(☎0120-002-719)を開設し、制度改正の趣旨等の問い合わせに対応しています(日曜祝日を除く毎日、9時～18時)。